

# 有価証券報告書の訂正報告書

(金融商品取引法第24条の2第1項に基づく訂正報告書)

事業年度 自 平成18年4月1日  
(第2期) 至 平成19年3月31日

**阪神高速道路株式会社**

大阪府中央区久太郎町四丁目1番3号

(671061)

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年1月31日
【事業年度】	第2期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木下 博夫
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野崎 泉
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号
【電話番号】	06-6252-8121（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 小野崎 泉
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第2期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項について、記載内容が不十分であるなど訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

#### 第2 事業の状況

##### 1 業績等の概要

###### (1) 業績

#### 第3 設備の状況

##### 2 道路資産

###### (1) 道路資産の建設の概要

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

#### 第5 経理の状況

##### 1 連結財務諸表等

###### (1) 連結財務諸表

###### 注記事項

###### 関連当事者との取引

##### 2 財務諸表等

###### (1) 財務諸表

###### ① 貸借対照表

###### (2) 主な資産及び負債の内容

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 2【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

（訂正前）

年 月	事 項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス(株)（ <u>連結子会社</u> ）を株式取得により子会社化
平成18年1月	阪神高速サービス(株)が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術(株)（ <u>連結子会社</u> ）を株式取得により子会社化
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」を締結

（訂正後）

年 月	事 項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス(株)を株式取得により <u>連結子会社</u> 化
平成18年1月	阪神高速サービス(株)が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術(株)を株式取得により <u>連結子会社</u> 化
平成18年3月	高速道路株式会社法第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」を締結

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

前連結会計年度である第1期連結会計年度は、設立日である平成17年10月1日から平成18年3月31日までの6ヶ月間であり、平成18年4月1日に始まり平成19年3月31日に終了した当連結会計年度と期間が一致しておりません。このため、金額については、当連結会計年度と前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 業績  
(省略)

(高速道路事業)

(訂正前)

高速道路事業につきましては、中期経営計画における目標を達成すべく、建設中5路線に係る建設事業の整備促進に努めました。また、平成18年4月に策定した「新渋滞対策アクションプログラム」の着実な展開を図るとともに、安全・安心・快適なネットワークの実現に向けた「12号守口線フレッシュアップ（大規模補修）工事」や長大橋の耐震補強工事等を実施しました。また、交通需要については、堅調な景気回復の動きも反映して交通量が増加する一方、営業費用については、協定に基づく機構への貸付料や管理費用等の支出が発生しました。この結果、高速道路事業の営業収益は186,875百万円、営業利益は1,795百万円となりました。

(以下省略)

(訂正後)

高速道路事業につきましては、中期経営計画における目標を達成すべく、建設中5路線に係る建設事業の整備促進に努めました。また、平成18年4月に策定した「新渋滞対策アクションプログラム」の着実な展開を図るとともに、安全・安心・快適なネットワークの実現に向けた「12号守口線フレッシュアップ（大規模補修）工事」や長大橋の耐震補強工事等を実施しました。また、交通需要については、堅調な景気回復の動きも反映して交通量が増加する一方、営業費用については、協定に基づく機構への賃借料や管理費用等の支出が発生しました。この結果、高速道路事業の営業収益は186,875百万円、営業利益は1,795百万円となりました。

(以下省略)

### 第3【設備の状況】

#### 2【道路資産】

##### (1) 道路資産の建設の概要

(訂正前)

当社グループは、当連結会計年度において、協定における大阪府道大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額50,808百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額3,564百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円）（注2）
大阪府道高速大阪池田線 等に関する協定	修繕	平成18年9月	386
		平成19年3月	3,177
合計		—	3,564

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

当社グループは、当連結会計年度において、協定における大阪府道高速大和川線等の新設、地震防災対策等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額50,808百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額3,564百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 （百万円）（注2）
大阪府道高速大阪池田線 等に関する協定	修繕	平成18年9月	386
		平成19年3月	3,177
合計		—	3,564

(注) 1. 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産価額には、消費税等は含まれておりません。

## 第4【提出会社の状況】

### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) (省略)

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

#### ① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役6名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する8名の執行役員（うち4名は取締役が兼務）を取締役会において選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置、いずれも毎週1回開催を原則とし、経営責任者会議においては、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議においては、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、委員の半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に務めております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

②～⑤ (省略)

(3) ～ (7) (省略)

#### (8) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(訂正後)

(1) (省略)

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、社内取締役6名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、代表取締役社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する8名の執行役員(うち4名は取締役が兼務)を取締役会において選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置、経営責任者会議は、原則として毎月2回開催し、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議は、原則として毎週1回開催し、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、委員の半数を弁護士等の社外の有識者で構成し、専門性の補強と客観性の確保に務めております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名全員が社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席する等により、取締役の職務執行の監査を行っており、監査役会規程に則り、月1回開催を原則として、必要に応じ随時監査役会を開催し、監査実施のために必要な決議を行うとともに、監査実施状況の報告等を行っております。

②～⑤ (省略)

(3) ～ (7) (省略)

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## 第5【経理の状況】

### 1【連結財務諸表等】

#### (1)【連結財務諸表】

注記事項

#### 【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成17年10月1日 至 平成18年3月31日）

（省略）

当連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

#### (1) 親会社及び法人主要株主等

（訂正前）

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通 大臣)	東京都 千代田 区	—	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	なし	高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等	高速道路 建設、改 築に関す る分担金 支払い	165	—	—
								土地(残 地)の売 却 (注1)	62	未収入金	62
								受託事業 の受入	8,356	二	二

(注) 1. 当該取引により、固定資産売却益25百万円が計上されております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

3. 一般の取引条件と同様に決定しております。

#### (2) 兄弟会社等

（省略）

（訂正後）

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
主要株主 (会社等)	国土交通省 (国土交通 大臣)	東京都 千代田 区	—	国土交通 行政	(被所有) 直接 50.0	なし	高速道路 建設、改 築事業等 に関する 分担金の 支払い等	高速道路 建設、改 築に関す る分担金 支払い	165	—	—
								土地(残 地)の売 却 (注1)	62	未収入金	62
								受託事業 の受入	8,356	受託業務 前受金	8,356

(注) 1. 当該取引により、固定資産売却益25百万円が計上されております。

2. 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

3. 一般の取引条件と同様に決定しております。

#### (2) 兄弟会社等

（省略）

## 2【財務諸表等】

### (1)【財務諸表】

#### ①【貸借対照表】

(訂正前)

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		—	—	10,000	4.3
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		10,000	
資本剰余金合計		—	—	10,000	4.3
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
固定資産圧縮特別勘 定積立金		—		119	
道路事業別途積立金		—		1,176	
関連事業別途積立金		—		3	
繰越利益剰余金		—		1,132	
利益剰余金合計		—	—	2,431	1.1
純資産合計		—	—	22,431	9.7
負債純資産合計		—	—	230,644	100.0

(訂正後)

区分	注記 番号	前事業年度 (平成18年3月31日)		当事業年度 (平成19年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金		—	—	10,000	4.3
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金		—		10,000	
資本剰余金合計			—	10,000	4.3
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
固定資産圧縮特別勘 定積立金		—		119	
高速道路事業別途積 立金		—		1,176	
関連事業別途積立金		—		3	
繰越利益剰余金		—		1,132	
利益剰余金合計			—	2,431	1.1
純資産合計			—	22,431	9.7
負債純資産合計			—	230,644	100.0

(2) 【主な資産及び負債の内容】

I 流動資産

2 高速道路事業営業未収入金

(1) 相手先別内訳

(訂正前)

相手先	金額 (百万円)
(株)ジェーシービー	2,253
三井住友カード(株)	1,789
有料道路の料金体系に係る社会実験協議会	1,400
ユーシーカード(株)	1,009
<u>トヨタファイナンス(株)</u>	974
その他	7,220
合計	14,647

(以下省略)

(訂正後)

相手先	金額 (百万円)
(株)ジェーシービー	2,253
三井住友カード(株)	1,789
有料道路の料金体系に係る社会実験協議会	1,400
ユーシーカード(株)	1,009
<u>トヨタファイナンス(株)</u>	974
その他	7,220
合計	14,647

(以下省略)